

令和元年6月28日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26285026

研究課題名(和文) 持続可能社会における所有権概念 農地所有権を中心として

研究課題名(英文) Toward a new Concept of Property Right for Sustainable Society

研究代表者

棚澤 能生 (Kurumisawa, Yoshiki)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：40139499

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,900,000円

研究成果の概要(和文)：産業社会から持続可能社会への転換は、21世紀社会の最重要課題である。法律学はこの課題にいかにかき与えられるか。本研究は、市場産業社会を支えた法概念、とりわけ抽象的、観念的に構成された所有権概念を、持続可能な社会関係を支える法的インフラストラクチャーとして再構成することを課題とした。その際大きな手掛かりを与えてくれるものとして現行農地法制が規定する農地所有権であることを明らかにした。農地を取得できる者を、取得農地の全部を経営し、かつ農作業に常時従事する農業者に限定することにより、農地法は農業者と農地との持続的関係性を確保させ、農業生産と農村社会の存続を確保することに寄与していることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

私たちは現在、経営と労働が一体である農業者や農業生産法人が、農地の権利主体として生活の営みのなかで生産をし、地域農業のあり方を展望しつつ、農地の管理を集団的に行う主体ともなり、地域の自然的社会的資源を維持することを通じて持続的な農業生産と同時に地域社会を形成維持する主体ともなる、これを支える農地制度を復活させ堅持するか、それとも全国各地に本社をもつ農外資本が全国の農地を商品一般として自由に売買し、農業生産の効率性を競いあう「公正な」市場競争原理を農村に貫徹させるため、これを阻害する農地制度を撤廃するか、の農地改革以来の大きな分岐点に立っているという認識を社会に示し、選択の手がかりを提供した。

研究成果の概要(英文)：The globalised economy, which demands free trade, compels the nation-state to abolish its locality, which regulates the commodification of agricultural land. We can realise sustainable agriculture only by protecting the existence of homestead farmers through maintaining the regulation of agricultural land transportation and establishing the nation-state's food sovereignty.

If agriculture is evaluated only on the basis of it being a means of producing cheap agricultural goods, the multiple functions of family-based agricultural operators would be left out of sight. This would cause serious troubles. The way of setting up an agricultural land regime that meets the demand of contemporary society for economic sustainability should be to emphasise the retention of the existing Agricultural Land Act, which confers acquisition of rights over farm land only to those farmers who are directly engaged in agricultural cultivation.

研究分野：法社会学

キーワード：持続可能社会 農地所有権 農地の自主管理 耕作者主義 三権分置 農林地取引法 農民的家族経営

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来の社会体制の選択は、「大きな政府」(福祉国家)か「小さな政府」(市場原理主義)かの二択に限られていた。しかし前者は財政上の困難に直面し、後者は財の偏在により格差社会を生み出した。さらに、両者とも生産性の向上を志向するものであったために、生産及び労働の過剰並びに自然資源の枯渇を招き、労働問題、環境問題、消費者問題をもたらした。このような状況を受けて、「持続可能な社会」の社会構想が提起されるにいたっている。「持続可能な社会」とは、自然環境の持続可能性、成長を前提としない経済の持続可能性、生活の質・福利厚生を確保する社会的持続可能性、の3つの側面の均衡した定常的状态等と定義され、将来世代に負荷をかけない範囲で、現世代の需要を充足する社会を意味する。「持続可能な社会」は、経済、社会、環境を包摂する社会全体のトータル・コンセプトであることから、それへの転換の道筋を明らかにすることは、社会科学全体にとって喫緊の、かつ重要な課題となっている。

(2) しかし、このような社会への転換を推進する具体的な制度内容や、転換を実現するための具体的プロセスは十分に明らかにはされていない。特に法学分野においては、転換を展望・構想する研究自体が不足している一方で、土地や労働力といった生産要素の際限なき商品化を法認する近代的私的所有権制度からの転換が、「持続可能な社会」を構想するうえで不可欠であると考えられる。

2. 研究の目的

(1) そこで本研究の目的は、「持続可能な社会」を構成する所有形態を提示することにある。その方法として、農地法制における土地所有権、賃借権に注目し、これらを基礎づけている「耕作者主義」と「農地の自主管理」の両原理が、私的所有とは異なる新しい所有像を構成していること、それが農業・農村の持続可能性を保障する機能をもつことを国内外の調査を通じて明らかにする。さらにこの原理が農地以外の土地所有に適用可能かどうかを検討する。

(2) 持続可能な農地利用は、一国内だけで達成できるものではない。アジア諸国においても日本と同様、農産物市場の自由化の圧力の下で、効率的で大規模な農業経営を促進すべく、その基盤である農地の流動化、取引の自由化を目指す傾向にある。これにより農地が投機的取引の対象とされ、あるいは外国資本を含む農業大資本によって買い占められ土地に根付いた農業者が土地を失い、収奪的な農業が展開されて土地が疲弊し、持続可能な農業生産が阻害される危険が生じる。こうしたリスクを回避するためにも、アジアにおける農地の利用、取引に関する共通の法規制のあり方を、それぞれの国の歴史的コンテクストを踏まえながら、共同研究を通じて検討することが喫緊の課題として存在する。

3. 研究の方法

(1) 持続可能性を担保する農地所有法制上の原理が、現実の農村社会において如何に実現されているか否かの実態把握、特に農地賃貸借の自由化、および農地中間管理機構による農地の権利移動が、集落による「農地の自主管理」に及ぼす影響を及ぼすかの実態調査が不可欠の研究作業となる。これらは、耕作者主義と「農地の自主管理」という二つの原理をそれぞれ切り崩す危険性をもつからである。各県の中間管理機構の事業規定を精査し、農地の配分方針を比較検討しつつ、実態調査を実施する。

(2) 現行農地法制の根幹を形成する耕作者主義と、農地の自主管理の、持続可能性に定めた規範的根拠を明らかにするために、隣接学問、特に有機農業学の知見から、生産者と生産手段である土地、なかんずく土壌との関係性の在り方につき学び、その関係性を所有論として構成する。

(3) アジア諸国、ヨーロッパ諸国の研究者との学術交流を通じて、「持続可能な社会」における所有問題をグローバルなレベルで検討する研究集団の立ち上げを目指し、農地所有法制を基軸として、共同研究体制を樹立する課題に取り組む。

4. 研究成果

(1) 新潟県、茨城県、宮城県、岩手県、熊本県の中間管理機構において聞き取り調査を実施した。例えば転貸契約における賃料入札を通じて農地配分先を決定するといった規定を持つ機構はなく、概ね人・農地プランに則した土地配分が一般的である。その意味で地元主導の農地管理に即した事業展開が実施されているということを確認することができた。中間管理機構としては、農地集積に果たす実質的な役割はなお果たさきれていないという自己認識が持たれている。まずは管理機構へ農地を預けさせることが現在の課題であり、それが果たせた時点で、次の段階として集積のための流動化へ動く、というシナリオが想定されている。最も先進的で先導的な取り組みとして知られる熊本の事例は、事業展開の対象である水稲作が、畜産・畑作・花卉経営等との複合経営の中で、補完的位置づけにあることに留意すべきである。今後は想定されている機構主導の農地移動と、地域における農地の自主管理との関係がどう展開するか、一つの論点となろう。

(2) 他方で生産の担い手は、効率化という経営上の要請から、個別農家から集落営農へ、さらに大型機械を備えて集落の範囲を超えた広域で生産活動を展開する広域農業生産法人へと規模拡大する傾向にある。農地管理の範囲も広がり、生産主体と管理主体の一体性が保てなくなる可能性が生じる。そこで生産主体としての広域農業法人と、集落レベルで一般社団法人として設立する地域資源管理法を区別しつつ、両者を関連付ける実践が提起されている。両主体の分離の方向性が望ましいか否かの実証が必要であろう。

(3) 逆に中山間の条不利地域における農地管理に関しては、生産の広域化は難しく、集落単位での生産と資源管理が前提とならざるを得ない。ここでの集落機能の継続に大きな役割を果たしてきたのは中山間地域等直接支払制度である。この制度の変遷、制度的特長、課題を事例に即して明らかにし、地域共同体と国家の関係の在り方如何という視角から分析を行った。国家による直払いが地域の自律を可能にするために必要な制度的保障として機能してきたことが明らかになった。しかし人口減少の中で、外部の力をどう活用するかも重要な課題となる。地域おこし協力隊等の制度的展開が農地・地域社会の維持管理に如何なる作用を及ぼしているかも実証されるべき課題となろう。

(4) 持続可能な社会に適合的な所有権概念を考察するうえで、そのモデルとして指定した農地所有権の規範的根拠をどのように論証するかという課題については、有機農業論への参照と、その所有論への示唆を読み取ることで応えようとした。

有機農業にあっては、農業における土の本源性が認識され、土はそれ自体が微生物等の共生体であり、微生物は分解者としての機能のみならず、総合的媒介的役割を果たす。持続可能な農業の実現には、外部からの投入ではない、土自身の内部循環の豊富で活発な自生的展開を促すことが鍵となる。ここでの生産者の役割は、土地と作物・家畜の自然性を高め、それぞれの主体性を引き出し、生態的に関連させて循環させていくような、観察者、補助者、調整者、演出者としての役割である。この役割を通じて生産者は、人としての本能的能力や感性を取り戻すことになる。そのためには、土地(土壌)は、直接生産者の意思の下に置かれることが必要で、土地と作物・家畜との長期にわたる関係性が形成されなければならない。経営、労働、土地の三位一体である耕作主義はこうした関係性の形成に適合的である。逆に経営、労働、所有が分離する組織原理を持つ株式会社は、これに適合的でない。資本主義生産を前提とする一般法人による経営の下では、自然を支配して生産力を増大させることが目的とされるので、自然と人間の物質代謝は、自然に内在する論理によってではなく、資本の論理により人工的に自然収奪的に支配されるようになること、また労働と生産手段所有が分断されるため、生産手段としての土地と直接生産者との関係が、資本の論理の下に置かれることによって分断されるがゆえに、持続可能な農業と適合しない要因となる。

さらに有機農業は、合成化学物質からの完全隔離、慣行農業との空間的線引きを本旨とはしないが、他方林野・河川・沼沢地等と農耕地の結合によって作り出されてきた土地の自然力が、私的所有により分断され、破壊されてきた状況に対し、地域の広がりの中での循環型農業の再建、形成を目指す。農地の集団的自主管理の仕組みは、これを実現するための制度として居続けることができる。

(5) 中国においては、人民公社解体後、農地の所有主体としての集団から、集団構成員農家が請負経営権を一定期間取得して農業を自立的に経営する、両権分離が制度化されてきた。しかし農業所得の低位性により、基幹労働力が一年を通じて他産業へ出稼ぎに出るという現状を踏まえて、請負経営権を構成員権としての請負権と、経営権に分離し、経営権を流動化する三権分置の政策が展開されている。経営権移転の対価を農家に取得させ、農家に所得を確保しようとする狙いがある。

また所有権主体である集団が従来持ってきた二面性、すなわち村民委員会が体现する政治的側面と、農地所有主体としての経済的側面を明確に分離させ、村民委員会とは独立の経済組織(経済合作社、株式経済合作社)を立ち上げて財産管理主体性を付与し、ここに経営権(株)を出資させて農業経営を中核とする経済活動を展開させる政策が考案されている。日本における集落経営に類似するものといつてよかろう。集団に経営権の流動化を制御する機能を持たせようとしている。

しかしその場合にあっても、経済組織において生産活動の中心を担う農業者の確保をどうするか、むらの共同性が一般的に非常に弱い中で共同経営が可能か等の問題がある。経済組織が外部資本に農業生産をゆだねる形での経営権流動化を促進することも視野に入れられている。。

経営権の流動化が、持続可能な農業の確立の方向性とどう相即するのか、日本における農地取引規制の緩和の方向と合わせて比較研究を展開していく必要がある。

5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕(計20件)

__ 榎澤能生「農地法制の再定位：有機農業の視点から」日本有機農業法学会編『有機農業研究』Vol.10 No.1、2018、査読有、26-35

② 榎澤能生「改めて土地所有権を考える」日本農業法学会編『農業法研究』53、2018、63
78

__ 加藤光一「市場的領域と非市場的領域の間で：直売所の市場的領域と共同体との関係性を考える」松山大学論集 29 巻 6 号、2018、1 - 29

小川祐之「イギリス都市農村計画法制における近隣計画制度による「国・地方・コミュニティ」の新たな関係」『常葉法学』6 巻 1 号、2019、93-151

高橋満彦「持続可能な野生動物法の主体に関する批判的考察 市民・専門家と狩猟者の三者に注目して」民主主義科学者協会法律部会『法の科学』49号、2018、41 - 50

Yoshiki Kurumisawa, "Grundstücksverkehrsrecht und Landpachtrecht in Japan: Rechtlicher Rahmen und aktuelle Problem", CEDR Journal of Rural Law, 60th Anniversary, Volume3/2017, 75 - 80

石川啓雅「集落営農における企業会計導入と事業管理」政経研究 104号、40 - 60

榎澤能生「規制改革会議における農地制度認識 「所有」論の不在」『都市と農村を結ぶ』2017, 16 - 24

高村学人「過少利用時代からの入会権論再読」土地総合研究、2017春、1 - 29

高橋満彦「野生動物法Wildlife Lawの諸目的に関する考察」比較法学50巻3号、2017、154 - 174

上地一郎・藤井孝哉・加藤光一「共同店と買い物難民 農山村コミュニティ・ビジネスと制度設計・政策立案に関する検討」高岡法学第35巻、2017, 1 - 72、

加藤光一「土地とむら」松山大学論集28巻4号、2016、72 - 112

桂明宏「農業委員会制度改革と今後の課題」農業法研究51号、2016、58 - 70

岩崎由美子「原発災害からの地域再生の課題」月刊NOSAI、68巻3号、2016、10-20

高橋満彦「野生動物法とは：人と自然の多様な関係性を託されて」野生動物法とは：人と自然の多様な関係性を託されて」法律時報88巻3号、2016、66 - 70

小川祐之「イギリスにおける都市計画法とニューサンス法の関係・補遺」常葉法学第3巻1号、2016、89-128

榎澤能生「持続可能社会における法と法学 企画趣旨説明」日本法社会学会編『法社会学』81号、有斐閣、2015、1~12

加藤光一「耕者有其田と農業発展条例」北海学園大学経済論集』第62巻、2015、1-11

加藤光一「創造農村」の両義性、『北海学園大学経済論集』第62巻、4号、2015、1 - 11

〔学会発表〕(計 13 件)

榎澤能生「農地法制の比較法社会学—持続可能社会を目指して ドイツ・中国・日本」早稲田大学比較法研究所60周年記念国際シンポジウム2018

②榎澤能生「地域における自然・社会資源の維持管理主体 その有機的連関構造の諸相と構想」企画趣旨説明、日本農業法学会、2018

岩崎由美子「集落による地域資源管理の現状と中山間地域等直接支払制度の課題 福島県西会津町の山間集落の取組みから」日本農業法学会、2018

KURUMISAWA, Yoshiki, Property Right on Agricultural Land in Japan, Workshop "Japanese Agro-Ecology Transition" 12.Feb.2018 In Kyoto

⑤榎澤能生「農地法制の再位—有機農業の視点から」有機農業学会 2017

榎澤能生「改めて土地所有権を考える 農地所有権の身分論的再構成」日本農業法学会 2017

KURUMISAWA, Yoshiki, New Concept of Property Right on Land From the View Point of Sustainability, Law and Society, Mexico 2017

KURUMISAWA, Yoshiki, Reichweite und Grenzen des Agrarrechts/Symposium im Andenken an Dr. Wolfgang Winkler (1937-2012) Aus der Sicht Japans, 7. Göttinger Gespräche zum Agrarrecht, 2016

KURUMISAWA, Yoshiki, Problems Concerning the Reception of Land Law in Post-Socialist Mongolia: An Investigation Focused on Agricultural and Pastoral Land, 2014

榎澤能生「持続可能社会への転換期における新「所有権法の理論」」日本法社会学会、2015

KURUMISAWA, Yoshiki, Translation des deutschen Eigentumsrechts am Grundstück in Japan - Ende des 19. Jahrhunderts und ihre wirtschaftlichen und sozialen Auswirkungen.

Rezeption, Transfer, Translation -- Neue Ansätze zur Erforschung interkulturell

vermittelter Rechtsbildungsprozesse am Beispiel Japans im 19. Jahrhundert

Workshop 19. September 2014

KURUMISAWA, Yoshiki, Problems of Reception of Property Right in Japan: Japanese Experience and Its Implication to Mongolian Land Law and Pastureland Law, LEGAL REFORM IN MONGOLIA: A COMPARATIVE LAW PERSPECTIVE INTERNATIONAL CONFERENCE co- organized by the Standing Committee on Legal Affairs of the State Great Khural, Ministry of Justice and National Legal Institute of Mongolia, 2014

棚澤能生「持続可能社会への転換期における法と法学」企画趣旨説明,日本法社会学会 2014

〔図書〕(計 8 件)

加藤光一「農山村「地域再生」手法の可能性：地域を創る直売所と買い物難民対策の共同売店」松山大学総合研究所所報、2018、147-155

②棚澤能生「農業的土地利用と都市的土地利用の整序問題 - その回顧と展望」棚澤他編『現代都市法の課題と展望』日本評論社、2017、591

棚澤能生『農地を守るとはどういうことか - 家族農業と農地制度その過去・現在・未来』農文協、2016、150

棚澤能生編著『持続可能社会への転換と法・法律学』成文堂、2016、368

⑤岩崎由美子、小山良太・田中夏子監修「原発災害下での暮らしと仕事」筑波書房、2016、193
高村学人「多極化する都市空間のガバナンス」大沢真理・佐藤岩夫編『ガバナンスを問い直す』、東京大学出版会 2016、288

棚澤能生「「ナチス期における所有権思想」再考」棚澤他編『民主主義法学と研究者の使命 - 広渡清吾先生古稀記念論文集』日本評論社、2015、664

棚澤能生「入会のガバナンス」秋道智彌編著『日本のコモンズ思想』岩波書店、2014、270

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：加藤 光一

ローマ字氏名：KATO, Koich

所属研究機関名：松山大学

部局名：経済学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 60244836

(2)研究協力者

研究協力者氏名：岩崎 由美子

ローマ字氏名：IWASAKI, Yumiko

所属研究機関名：福島大学

研究協力者氏名：上地 一郎

ローマ字氏名：UECHI, Ichiro

所属研究機関名：高岡法科大学

研究協力者氏名：小川 祐之

ローマ字氏名：OGAWA, Yuji

所属研究機関名：常葉大学

研究協力者氏名：桂 明宏

ローマ字氏名：KATSURA, Akihiro

所属研究機関名：京都府立大学

研究協力者氏名：高橋 満彦

ローマ字氏名：TAKAHASHI, Mitsuhiko

所属研究機関名：富山大学

研究協力者氏名：高村 学人

ローマ字氏名：TAKAMURA, Gakuto

所属研究機関名：立命館大学

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。